

埼玉県公募型プロポーザル方式実施要領

(平成9年5月1日施行)

[沿革] 平成10年4月1日、平成12年7月1日、令和3年1月4日、令和3年3月30日改正

(趣 旨)

第1条 この要領は、建設事業に伴い県が発注する調査、計画、設計等の業務のうち、高度な技術又は専門的な技術が要求されるもの等の契約に当たり、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な建設コンサルタント等を選定する公募型プロポーザル方式を実施するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この手続は、次に掲げる業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用されるもので知事が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、この手続の対象としないものとする。

一 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務

二 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務

三 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務

四 計画から設計まで一貫発注する業務

五 象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）

六 その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると知事が認める業務

(技術提案書の提出者に要求される資格)

第3条 技術提案書の提出者に要求される資格要件は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条（同規則第102条において準用する場合も含む。）の規定により県の競争入札に参加させないとされている者

二 公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

三 公示日以後に埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外を受けている期間がないこと。

四 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていること。（対象業務が測量業務であるときに限る。）

五 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていること。（対象業務が建築関連コンサルタント業務であるときに限る。）

六 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(参加表明書の提出)

第4条 知事は、技術提案書の提出者を選定するため、この手続への参加の希望を表明する書類（標準様式第1号。以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 参加表明書の提出期限は、原則として、第7条の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

3 参加表明書の提出に当たっては、次に掲げる書類を併せて提出させるものとする。

一 身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（発行後3か月以内のもの。個人に限る。）

二 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。個人に限る。）

三 登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）

- 四 測量業者登録の通知書の写し又は証明書（対象業務が測量業務であるときに限る。）
- 五 建築士事務所登録の通知書の写し又は証明書（対象業務が建築関連コンサルタント業務であるときに限る。）
- 六 営業所表（標準様式第2号）
- 七 委任状（標準様式第3号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）

（参加表明書の内容）

第5条 参加表明書には、対象業務の特性に応じて知事が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- 一 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程等に基づく登録状況
- 二 保有する技術職員の状況
- 三 同種又は類似の業務の実績
- 四 当該業務の実施体制
- 五 その他知事が必要と認める事項

（手続開始の公示）

第6条 知事は、参加表明書の提出を求める場合には、埼玉県報に次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 業務名、業務内容及び履行期限
- 二 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準
- 三 技術提案書を特定するための評価基準
- 四 担当課（所）
- 五 説明書の交付期間、場所及び方法
- 六 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- 七 技術提案書の提出期限、場所及び方法
- 八 手続において使用する言語及び通貨
- 九 契約書作成の要否
- 十 関連情報を入手するための照会窓口
- 十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の公示において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- 一 業務名
- 二 参加表明書の受領期限及び技術提案書の提出期限
- 三 説明書を入手するための照会窓口

3 第1項の公示は、別紙の手続開始の標準公示例によるものとする。

（説明書の交付）

第7条 前条の手続開始の公示後速やかに、第2項に掲げる事項を記載した説明書（標準様式第4号）の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

2 説明書には、前条第1項（第5号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の詳細な説明
- 二 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- 三 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- 四 支払条件
- 五 その他知事が必要と認める事項

3 前項に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 一 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと
- 二 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- 三 提出された参加表明書は、返却しないこと
- 四 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないこと
- 五 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することはできないこと

六 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること

4 説明書は、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、参加表明書提出後の変更等について（標準様式第5号）、図面（必要な場合のみ。）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

(技術提案書の提出者の選定)

第8条 知事は、第6条の事務開始の公示及び前条の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知(標準様式第6号)を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

2 前項の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として40日間以上とするものとする。

3 知事は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、第13条の建設コンサルタント選定委員会(以下「選定委員会」という。)を活用するものとする。

4 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、第3条及び第5条に掲げる事項について定めるものとする。

(非選定理由の説明)

第9条 知事は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を書面(標準様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県条例第3号(平成元年埼玉県条例第3号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、知事に対して非選定理由についての説明を求められることができるものとする。

3 知事は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

4 第1項から第3項までに掲げる事項については、第7条の説明書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知においても明らかにするものとする。

5 第1項の通知は、前条第1項の通知と同時にを行うとともに、非選定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

6 知事は、第3項の回答内容を、選定委員会に報告するものとする。

(提出要請書の内容)

第10条 知事は、技術提案書の提出要請書(標準様式第8号)に次に掲げる事項を記載するものとする。なお、第4号の技術提案書を特定するための評価基準については、選定委員会の議を経て、知事が決定するものとする。

一 業務の詳細な説明

二 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

三 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

四 技術提案書を特定するための評価基準

五 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

六 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

七 契約書案、仕様書案

八 その他知事が必要と認める事項

(技術提案書の特定)

第11条 知事は、提出された技術提案書について、前条第1項第4号の技術提案書を特定するための評価基準に基づき、選定委員会の議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

2 知事は、前項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知(標準様式第9号)を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第12条 知事は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面(様式第10号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、知事に対して非特定理由についての説明を求められることができるものとする。

3 知事は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

4 第1項から第3項までに掲げる事項については、第10条の技術提案書の提出要請書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知においても明らかに

するものとする。

5 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第10条第1項第4号の技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

6 知事は、第3項の回答内容を、選定委員会に報告するものとする。

(建設コンサルタント選定委員会)

第13条 当該業務を所管する本庁の部(局)に建設コンサルタント選定委員会を設け、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を知事に報告するものとする。

- 一 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準
- 二 技術提案書を特定するための評価基準
- 三 技術提案書の提出を依頼する者の選定
- 四 技術提案書の特定

2 選定委員会は指名業者選定委員会等をもってこれに代えることができる。また、選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(実施上の留意事項)

第14条 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、参加表明書にその旨を明記させるものとする。

(苦情申立て)

第15条 この要領に基づく手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年埼玉県告示第340号)により、埼玉県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を、第7条の説明書において明らかにするものとする。

(契約の相手方の決定の公示)

第16条 本手続により契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 業務名
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 契約の相手方を決定した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約金額
- 六 随意契約の方法により契約の相手方を決定した旨
- 七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項により随意契約とした旨
- 八 その他必要な事項

2 前項の公示は、埼玉県報に登載することより行うものとする。

(記録)

第17条 本手続により契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び随意契約によることとした理由を含む当該契約に係る記録を作成し保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年5月1日から施行する。

2 対象業務が建築関連コンサルタント業務であるときの第3条の適用については、当分の間、次の各号に定めるところによる。

- 一 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項は、資格要件としないことができる。
- 二 前号の規定により第3条第1項第5号に掲げる事項を資格要件としないときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる書類は、参加表明書の提出に当たり提出すべき書類としない。

附 則

1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

参加表明書

年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記業務の技術提案書に基づく選定について関心がありますので、技術資料と必要な書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）及び埼玉県財務規則第91条（同規則第102条において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること並びに本書、技術資料及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象業務

(1) 名称

(2) 履行期限

年 月 日

2 公示日

年 月 日

【連絡先】 担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____

年 月 日

技術資料

提出者名 _____

1 登録状況

登録部門等

登録名	登録番号	登録年月日	

2 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

専門分野	技術職員数	うち有資格技術者数
その他	名	
合計	名	

(注：1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入はさせないこと。なお、専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を設定すること。)

3 同種又は類似の業務の実績

業 務 分 類				
業 務 名				
発 注 機 関 名				
契 約 金 額				
履 行 期 間				
業 務 の 概 要				
技 術 的 特 徴				

(注1：業務分類に、同種又は類似業務として、実績を求める分野を適宜設定すること。

2：実績を複数件数求める場合は、分野ごとの上限件数を示すこと。

3：実績は、過去5年間程度の範囲を適宜指定すること。

4：該当分野に該当する業務の説明を付すること。)

4 当該業務の実施体制

(1) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

配置予定の 管理技術者	氏名	生年月日
	所属・役職名	
	資格・部門等	取得年月
	最近○年間の主な経歴 (年度) (業務名) (担 当) (発注者)	
	現在手持ち業務 (履行期限) (業務名) (担 当) (発注者)	

(2) 再委託又は技術協力等の予定

再委託の予定	委託先
	委託内容
技術協力等の予定	協力先
	協力を求める内容

6 その他の事項

関連する建設業者又は製造業者	業者名
	関連する形態

- 関連する業者：①建設業者又は製造業者から50%を越える株式の保有や出資があるか、代表権を有する役員を兼ねている。
- ②建設業者及び製造業者に50%を越える株式の保有や出資をしているか、代表権を有する役員を兼ねている。

(注：参加表明書（技術資料を含む。）の内容は、当該業務の技術提案書の提出者の選定に必要な内容とするものとする。)

営 業 所 表

営 業 所		
名 称	所 在 地	電話番号及びFAX番号
(主たる営業所)		
(代理人を置く営業所)		

委 任 状

年 月 日

埼玉県知事

様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
連 絡 先

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

所 在 地
受 任 者 役 職 名
氏 名

記

(委任事項)

_____ 業務に係る

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

<確認済> 県担当者記入
確認日：
相手方：
確認者：

説 明 書

1 業務の概要

(1) 業務名

(2) 業務目的

(3) 業務内容

(注：検討項目、比較検討ケースについて記載するものとする。)

(4) 履行期限

(5) 業務実施上の条件

(注：主要な技術者の資格条件、現地調査の有無、使用電算機、使用プログラム言語及びその他の技術的な留意事項等について具体的に記載するものとする。)

(6) 成果品

(注：図面等の規格、委員会開催の回数及び作成資料数について具体的に記載するものとする。)

(7) その他

2 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 参加表明書の作成様式

(2) 記載上の留意事項

① 登録状況

② 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

(注：専門分野は説明書作成者が設定し様式に記載すること。)

③ 同種又は類似業務の実績

(注：実績を求める分野は説明書作成者が設定し様式に記載すること)

④ 当該業務の実施体制

⑤ その他の事項

(3) 問い合わせ先

〒336-8501 埼玉県浦和市高砂3-15-1
埼玉県〇〇部〇〇〇課〇〇担当
☎ 048-830-〇〇〇〇

3 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- (1) 受領期限
- (2) 提出場所
- (3) 提出方法

4 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 受領期間
- (2) 提出場所
- (3) 提出方法
- (4) 回答方法

5 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価事項
1 資格要件	当該業務において設定された技術提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか
2 登録状況	当該業務の専門分野に該当する部門において登録されているか
3 保有する技術職員の状況	必要な専門分野の全てに専門技術職員を有しているか
4 同種又は類似業務の実績	設定した業務分野すべてに対して実績があるか
5 当該業務の実施体制	予定管理技術者の資格・経歴等 再委託する業務の内容及び範囲の予定 学識経験者等の技術協力の動員予定
6 その他の事項	過去に関連する業者が関連工事を受注していないか

(注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。)

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、知事（〇〇課）から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、知事（〇〇課）に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日

以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

① 受付場所

② 受付時間

7 技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問い合わせ先

(1) 技術提案書の作成様式

(注：当該業務の評価項目に照らし、極力簡素なものとし、参加表明書（技術資料を含む。）において求めた情報を重複して求めないものとする。また提出を求める技術提案書は可能な限り簡素化するものとし、頁数の制限等、記載量を示すものとする。）

(2) 記載上の留意事項

(注：仕様書、設計図書のほか業務量の目安（動員計画の概数等）を判断できる情報を具体的に示すものとする。また、技術提案書に記載すべき事項を極力具体的に示すものとする。）

(3) 問い合わせ先

8 技術提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

(2) 提出場所

(3) 提出方法

9 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

評 価 項 目	評 価 事 項
1 提出者の業務経歴等	(1) 過去5年間の同種又は類似業務の実績 (2) 専門分野別の保有技術者数及び有資格業者の保有状況
2 技術職員の経験及び能力	(1) 管理技術者 ① 資格及び専門分野等の適切性 ② 類似性の高い業務の経験 ③ 手持ち業務の件数 ④ 過去2年間に担当した業務の業務成績 ⑤ その他評価すべき事項 (発表論文、表彰、取得特許等の状況) (2) 照査技術者 ① 資格及び専門分野等の適切性 ② 類似性の高い業務の経験 ③ 過去2年間に担当した業務の業務成績の平均 (3) 担当技術者

	①類似性の高い業務の経験 ②手持ち業務の件数 ③過去2年間に担当した業務の業務成績の平均 ④その他評価すべき事項 (発表論文、表彰、取得特許等の状況)
3 業務実施方針及び手法	(1)業務説明書等の理解度 (2)実施方針の妥当性 (業務内容に応じて審査項目を適宜設定) (3)提案適確性・独創性・実現性 (業務内容に応じて審査項目を適宜設定) (4)工程計画及び動員計画の妥当性

(注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。)

10 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、知事（〇〇課）から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、知事（〇〇課）に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ① 受付場所
 - ② 受付時間

11 この説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 受領期間
- (2) 提出場所
- (3) 提出方法
- (4) 回答方法

12 苦情申立てに関する事項

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成8年埼玉県告示第340号）により、埼玉県政府調達苦情検討委員会（連絡先：埼玉県出納局出納総務課、電話048-830-5719（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

13 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約書作成の要否

要

15 関連情報を入手するための照会窓口

16 支払条件

17 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する者は、その旨を様式1に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(注：この説明書には、別冊として手続開始の公示の写し、契約書案、参加表明書提出後の変更等について（標準様式第5号）、仕様書及び現場説明書を添付すること。)

参加表明書提出後の変更等の届出について

- 1 参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に掲げる事項について変更があったとき（(5)及び(6)に掲げる事項（(6)に掲げる事項にあつては代理人の役職名に限る。）にあつては、変更するとき）は、直ちに書面により届け出なければならない。新たに代理人を置くときも同様とする。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）
 - (3) 法人の代表者
 - (4) 事業主又は法人の代表者の氏名
 - (5) 代理人
 - (6) 代理人の勤務する営業所の所在地、電話番号、役職名又は氏名
 - (7) 測量業者登録の有無（対象業務が測量業務であるときに限る。）
 - (8) 建築士事務所登録の有無（対象業務が建築関連コンサルタント業務であるときに限る。）
- 2 1の書面には、変更事項に応じて、別表1に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に該当することとなったときは、直ちに書面により届け出なければならない。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令167条の11第1項の規定で準用する場合も含む。）の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 4 3の書面には、届出事項に応じて、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
- 5 参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に該当するときは、直ちに書面により届け出なければならない。
 - (1) 県内における工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとき。
 - (2) 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。
 - (3) 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。
 - (4) 次に掲げる者が県の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ア 個人事業主又は法人の代表権を有する役員若しくは代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（以下「代表役員等」という。）
 - イ 法人の役員又は支店若しくは営業所（常時工事等の契約をする事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）
 - ウ 使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）
 - (5) 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ア 代表役員等
 - イ 一般役員等
 - ウ 使用人
 - (6) 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ア 代表役員等

イ 一般役員等

- (7) 関東甲信地域における業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (8) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、関東甲信地域における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (9) 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。

別表1

変 更 事 項	添 付 書 類
商号又は名称	登記簿謄本（変更日が確認できるもの。法人に限る。）
住所	(1) 法人 登記簿謄本（変更日が確認できるもの） (2) 個人 住民票の写し（変更日が確認できるもの）
電話番号	不要
法人の代表者	登記簿謄本（変更日が確認できるもの）
事業主の氏名	住民票の写し（変更日が確認できるもの）
法人の代表者の氏名	登記簿謄本（変更日が確認できるもの）
代理人	委任状（様式第3号） 営業所表（様式第2号）（新たに代理人を置く場合に限る。）
代理人の勤務する営業所の所在地	営業所表（様式第2号） 委任状（様式第3号）
代理人の勤務する営業所の電話番号	不要
代理人の役職名	営業所表（様式第2号） 委任状（様式第3号）
代理人の氏名	住民票の写し（変更日が確認できるもの）
測量業者登録の有無	不要
建築士事務所登録の有無	不要

別表2

届 出 事 項	添 付 書 類
地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となった旨	(1) 法人 登記簿謄本（宣告日が確認できるもの） (2) 個人 後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書（後見等が開始された日が確認できるもの）
死亡（法人においては解散）した旨	(1) 法人 登記簿謄本（解散日が確認できるもの） (2) 個人 除籍抄本（死亡日が確認できるもの）
営業停止命令を受けた旨	命令書の写し
営業の休止又は廃止をした旨	不要

様

埼玉県知事

技術提案書の提出者の選定等について（通知）

下記業務の参加表明書を提出していただきましたが、あなたを技術提案書の提出者として選定しましたので通知します。

記

1 対象業務

(1) 名称

(2) 履行期限

年 月 日

2 公示日

年 月 日

担当
電話

様

埼玉県知事

技術提案書の提出者の選定等について（通知）

下記業務の参加表明書を提出していただきましたが、あなたは技術提案書の提出者として選定されなかったので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年3月29日条例第3号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができます。

記

1 対象業務

(1) 名称

(2) 履行期限

年 月 日

2 公示日

年 月 日

3 選定しなかった理由

担当
電話

様

埼玉県知事

技術提案書の提出要請について（通知）

次の業務について、下記により技術提案書を作成の上、 年 月 日までに提出してください。

業務名

記

- 1 業務の詳細な説明、技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項、技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限、技術提案書を特定するための評価基準は、「説明書」に記載してあるので参照してください。
- 2 本書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
 - (1) 受付方法
 - (2) 受付窓口
 - (3) 受付期間
 - (4) 回答方法
- 3 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
- 4 契約書案、仕様書案
- 5 その他
 - (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
 - (2) 特定しなかった技術提案書の返却を希望する者は、説明書記載の方法に従って手続を行ってください。なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しません。
 - (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
 - (4) 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知します。
 - (5) （4）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、書面により、知事に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
 - (6) 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答いたします。

担当
電話

様

埼玉県知事

技術提案書の特定について（通知）

下記業務の技術提案書を提出していただきましたが、あなたの技術提案書を特定（採用）しましたので通知します。

記

1 対象業務

(1) 名称

(2) 履行期限

年 月 日

2 公示日

年 月 日

担当
電話

様

埼玉県知事

技術提案書の特定等について（通知）

下記業務の技術提案書を提出していただきましたが、あなたの技術提案書は特定（採用）されなかったので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により、非特定（不採用）理由についての説明を求められます。

記

1 対象業務

(1) 名称

(2) 履行期限

年 月 日

2 公示日

年 月 日

3 特定（採用）されなかった理由

担当
電話